

【松本市新規開業家賃補助事業】

松本市産業振興部商工課

1 対象者

- (1) 事業を営んだ経験がない方で、開業(開業届に記載された開業日)から6か月以内(法人の場合は会社設立から1年以内)の方
- (2) 営んでいた事業を取りやめ、新たな業種の事業を開始してから6か月以内(法人の場合は1年以内)の方
- (3) 移住者(直近3年以上松本市外に居住していて、市内に転入してから1年6か月以内の方)で、開業から6か月以内(法人の場合は1年以内)の方(事業経験不問)

2 対象事業費

市内に店舗等を賃借して開業する場合の家賃(共益費、駐車料等を除く)

3 補助期間

最大2年間(交付決定を受けた月から24か月分)

4 補助率

1年目:対象事業費の3/10以内(上限8万円/月額)

2年目:対象事業費の2/10以内(上限6万円/月額)

5 補助要件

- (1) 松本商工会議所または松本市波田商工会の指導を受けていること。
- (2) (個人事業主の場合)松本市に居住し、住民票または在留カードがあること。(補助期間中に市外へ転出された場合、その時点で対象外となります。)
- (3) (法人の場合)松本市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 営業に必要な許可等が取得されている、または取得見込みであること。
- (6) 2年以上継続して営業することが見込まれること。
- (7) 直近5年以内に「松本市新規開業家賃補助事業補助金」または「松本市新規開業支援利子補給事業補助金」を受け取ったことがないこと。
- (8) 事業形態や規模につき、中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号または第6号のいずれかに該当すること。
- (9) 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種で市長が適当と認める業種を営むこと。
※対象外(代表例):農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法3条1項の適用を受ける飲食業

6 申請方法・交付の決定(審査月:4月、7月、10月、1月 前月15日が〆切)

商工課への書類提出と松本商工会議所(松本市波田商工会)への起業相談受付をもって申請が完了となります。書類審査や現地調査等を経た後に、市長が交付の可否を決定します。

7 補助金支払い(専用フォームでの電子申請となります。)

- (1) 年4回(7月、10月、1月、4月)に分けて支払います。支払い対象となるのは補助対象月に実際に支払われた家賃となります。(例:3月31日に支払われた4月分家賃⇒3月分補助対象)
- (2) 振込による家賃支払いの確認は原則、口座の異動履歴(通帳写し、もしくはATMの振込明細)により実施します。領収書等で確認する場合は、市から家賃の支払い先へ事実確認をする場合がありますので、ご承知おきください。

8 その他

- (1) 交付申請書類は、原則として事業開始(開店)前に商工課までご提出ください。
- (2) 店舗の位置する商店街団体の活動及び商工団体の会員活動への協力をお願いします。

【お問合せ】

松本市丸の内3番7号 本庁舎5階

松本市産業振興部 商工課 商業振興担当

TEL:34-3110(直通) FAX:34-3008

Mail:shoukou@city.matsumoto.lg.jp

【申請書類】

- ☐ 申請書(様式第1号)
- ☐ 住民票(法人の場合は代表者のもの)
- ☐ 営業許可証・営業に必要な資格証の写し(許認可を必要とする業種の場合)
- ☐ 創業計画書
 - ※ 松本商工会議所または松本市波田商工会の指導を受けて作成したものを提出してください。
- ☐ 履歴書(法人の場合は代表者のもの)
 - ※ 任意の様式で結構です。
 - ※ 中学校卒業時から記載してください。
 - ※ 職歴は業種が分かるよう記入してください。
- ☐ 店舗等の賃貸借契約書の写し
- ☐ 前居住地の市税に滞納がないことが確認できる書類(移住者の場合)
- ☐ 3年以上市外に居住していたことが確認できる書類(事業経験ある移住者)
 - ※ 戸籍の附票や前居住地の住民票除票等
- ☐ 開業届(写し)(個人事業主の場合)
- ☐ 法務局登録印(法人の場合)
- ☐ 会社の定款(写し)(法人の場合)
- ☐ 履歴事項全部証明書(法人の場合)
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※開店前に書類を提出してください。

___月___日() 〆切

【交付決定後の手続き】

専用フォームで電子申請していただきます。(マニュアルを申請時にお渡しします。)

- 1 補助金の請求について
家賃の支払いを証明する書類を添付のうえ、請求手続きを行ってください。
- 2 実績報告について
 - (1) 補助期間終了後、実績報告手続きを行ってください。
 - (2) 1年ごとに、年間の経営状況をまとめた「経営状況調書」を松本商工会議所(松本市波田商工会)と作成してください。
- 3 初回以降の補助金交付申請について(計3回)
 - (1) 申請は年度ごとになるため、計3回交付申請を行ってください。
【次年度4月(1年目残りの期間分)、1年目終了時(2年目申請)、次々年度4月(2年目残りの期間分)】※4月開始の方は計1回
 - (2) 2年目申請の際は、市税に滞納がないことを調査させていただきます。